**令和４年度　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）**

**の広告掲出者募集要項**

**１　公募の目的**

企業の「広報・広告事業」を実施するため、大阪府咲洲庁舎の壁面を活用した広告の掲出者を公募します。

**２　公募の物件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用許可場所 | 所在地 | 位置 |
| 大阪府咲洲庁舎 | 大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号 | 別図 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 広告掲出場所 | | 箇所数 | サイズ（縦×横） | | 面積 | 広告掲出料  （１箇所あたり）  （税抜／月額） |
|  | １基 | エレベーター内壁面  （中層階用ＥＶ） | １ | Ｂ２ | 728mm×515mm | 0.37㎡ | 10,000円 |
|  | １基 | エレベーター内壁面  （中層階用ＥＶ） | １ | Ｂ２ | 728mm×515mm | 0.37㎡ | 10,000円 |
|  | １基 | エレベーター内壁面  （高層階用ＥＶ） | １ | Ｂ２ | 728mm×515mm | 0.37㎡ | 10,000円 |
|  | １基 | エレベーター内壁面  （高層階用ＥＶ）注1 | １ | Ｂ２ | 728mm×515mm | 0.37㎡ | 10,000円 |
|  | １基 | エレベーター内壁面  （超高層階用ＥＶ） | １ | Ｂ２ | 728mm×515mm | 0.37㎡ | 10,000円 |
|  | １基 | エレベーター内壁面  （超高層階用ＥＶ） | １ | Ｂ２ | 728mm×515mm | 0.37㎡ | 10,000円 |

※　参　　考

　　　○　府咲州庁舎の出入口開閉時間：月曜日から日曜日の午前６時（開扉）から午後１２時（閉扉）

　　　○　府の開庁日（執務時間）：月曜日から金曜日の午前９時から午後６時

　　　○　府の閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日

　　　○　勤務する職員数：約２，３００人（府職員約２，０００人、民間テナント職員約３００人）

注１：④については、令和4年9月から令和5年3月まで改修工事によりエレベーターが使用不可となる予定のため、令和4年4月から令和4年8月までの期間で募集します。

**３　応募資格要件**

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

（１）次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること

①　成年被後見人

②　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第１１条に規定する準禁治産者

③　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥　破産者で復権を得ない者

⑦　府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

（２）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。

①　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法（昭和22年法律第67号）第２３４条の２第１項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者

⑥　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者であること。

（４） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

（５）府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

**４　公募の条件等**

（１）掲出の内容

　　　今回の公募による広告掲出の内容は、大阪府広告事業要綱第３条及び大阪府広告事業掲載基準の規定を準用します。（要綱及び基準は、大阪府ホームページ（庁舎室庁舎管理課（事業一覧ページ）の公募情報内）へ掲載しています。）

（２）掲出の期間

　　令和４年４月１日（金）から令和５年３月３１日（金）

※　応募は、上記の期間内で１箇所／１か月＜月単位＞から可能ですので、希望される場所及び期間を応募して下さい。

※　また、到着日の先着順で掲出者を決定するため、応募の際は、事前に電話で「広告掲出場所」の『空き状況』をご確認のうえ、応募して下さい。

（３）掲出の開始日と終了日

　　　掲出開始日は、原則として各月１日、掲出終了日は各月末日です。

月の途中から掲出を開始した場合の減額や月の途中で掲出を中止する場合の広告掲出料は還付しません。

（４）使用料＜広告掲出料＞

①　使用料

　　　　応募価格は、応募掲出場所毎に、前記「２　公募の物件」における広告掲出料（月額）×箇所数×応募月数＋消費税で算出した額の合計になります。

②　使用料の納入

　　　　使用料は、大阪府が発行する納入通知書により、指定の期日（使用許可日の前日（使用許可日が複数日になる場合は最初の使用許可日の前日、該当日が閉庁日の場合は前開庁日））に全額を納入して下さい。

③　使用料の改定

使用料は、公有財産に関する条例、規則等の改正または許可物件の増改築、模様替え等により、改定されることがあります。

**５　応募申し込みの手続き**

（１）申込方法

**「郵送の場合」**

○　申込受付期間

**【令和４年４月分】**

**令和４年３月１１日（金）から令和４年３月１５日（火）＜必着＞**

**【令和４年５月分から令和５年３月分】**

**随時受付（締切りは掲出希望月初日の４週間前）**

（４週間前が閉庁日の場合は、翌開庁日を締切りとします。）

※　詳しい日程は、「別紙１」をご覧ください。

※　必ず「簡易書留」で送付して下さい。

　　　　○　送付先

　　　　　　〒５５９－８５５５

　　　　　　大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ　あて

**「持参の場合」**

○　申込受付期間

**【令和４年４月分】**

**令和４年３月１１日（金）から令和４年３月１５日（火）**

**【令和４年５月分から令和５年３月分】**

**随時受付（締切りは掲出希望月初日の４週間前）**

※　４週間前が閉庁日の場合は、翌開庁日を締切りとします。

※　詳しい日程は、「別紙１」をご覧ください。

※　受付時間は、午前９時３０分から正午及び午後１時から午後５時です。

※　土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日は、受付を行っていません。

　　　　○　提出先

　　　　　　大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）３階

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

（２）必要な書類

①　応募申込書（大阪府所定様式）

②　誓約書（大阪府所定様式）

③　広告企画案

④　会社概要等（会社パンフレットなど）※　法人のみ

（３）その他

　　　　電話、ファックス、インターネットによる受付は、行いません。

**６　質問に対する回答**

募集期間中の電話等による質問へ回答した内容につきましては、随時、大阪府ホームページ（庁舎室庁舎管理課（事業一覧ページ）の公募情報内）へ掲載します。

　　※　質問については、特に方法を問いません。

**７　掲出者の決定**

（１）掲出者の決定

　　　掲出者は、「３　応募資格要件」に定める内容を全て満たす者及び「４　公募の条件等（１）」に定める内容に反しない広告内容であると大阪府が判断した者とし、提出された応募申込書等に基づき大阪府が審査を行い、受付期間中の到着日の先着順で決定します。

　　　同一到着日で同一物件の複数応募がある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定（くじ引きは、原則、「応募申込書」到着日の翌開庁日の午後２時から大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲分室内において行います。）します。

また、当該応募者が立会わない場合は、府が指定した者が当該応募者に代わってくじを引き、掲出者を決定します。

なお、府職員がくじを引くことについて同意をしない、かつ応募者が立会わない場合は、広告掲出者の応募を無効とします。

（２）掲出者の公表等

　　　掲出者を決定した時は、応募申込書に記載している担当者へ電話連絡をするとともに、掲出者の決定若しくは非決定の通知を送付します。

また、大阪府ホームページ（庁舎室庁舎管理課（事業一覧ページ）の公募情報内）へ掲出者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

**８　使用許可申請の手続き**

　　掲出者に決定した者は、別に指定する期日までに、行政財産使用許可申請書等を提出して下さい。併せて、「３　応募資格要件（５）」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）及び税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から３ヶ月以内のものに限る。）を提出して下さい。

　　≪行政財産使用許可申請提出書類≫

　　　○　行政財産使用許可申請書（大阪府所定様式）

　　　○　誓約書（大阪府所定様式：大阪府暴力団排除条例関連）

　　　○　役員名簿（大阪府所定様式：法人のみ）

　　　○　証明書類（発行日から３ヶ月以内）

　　　　　＜法人の場合＞

　　　　　　法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状（必要に応じて）

　　　　　＜個人の場合＞

　　　　　　住民票、印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

　　　　※　提出部数は、各１通です。

※　使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用者の負担とします。

**９　使用許可決定の取消し**

　　次のいずれかに該当する場合は、掲出者としての決定を取り消します。

1. 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
2. 掲出者が応募者の資格を失った場合
3. その他、申し込みに際し、虚偽が判明した場合
4. 掲出者の決定後に応募資格要件を満たさない事実が判明した場合
5. 掲出者の決定後であっても、申し込みの内容が募集要項若しくは、仕様書に違反すると大阪府

が判断した場合

|  |
| --- |
| **【募集に関する問合せ先】**  大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ　広告掲出担当者  ［住　所］大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号  　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）３階  　　　［電　話］０６－６２１０－９２９８  　　　［ＦＡＸ］０６－６６１５－６１２４ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **応　募　申　込　書**  **<大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）の広告掲出者募集>**  　　年　　月　　日  大　阪　府　知　事　　様  住　　所（所在地）（〒　　　　－　　　　　）  氏　　名  法 人 名  代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  （事務担当者）  所属部署  氏　　名  電　　話  大阪府咲洲庁舎の広告掲出者募集について、募集要項の各条項を承知のうえ、下記のとおり  申し込みます。  １　使用希望期間   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 物件番号 | 箇所数 | 広告掲出期間 | |  |  | 年　　月　～　　　　　年　　月 | |  |  | 年　　月　～　　　　　年　　月 |   ※　掲出を希望する物件番号・箇所数・広告掲出期間を確認のうえ、記入して下さい。  ２　添付書類  （１）誓　約　書（大阪府所定様式）  （２）広告企画案  （３）会社概要等（会社パンフレットなど）  ３　府職員がくじを引くことについて  　　　応募申込書が同一到着日で同一物件の複数応募がある場合で応募者がくじ引きに立会えない場合、  府職員がくじを引くことについて、下記の何れかを選択して下さい。  （募集要項「７　掲出者の決定（１）」関連）  　　　□同意する　　　　　□同意しない |

|  |
| --- |
| **誓　約　書**  私は、大阪府が実施する大阪府咲洲庁舎の広告掲出者募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。  １　応募申込書の提出に際し、「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）の広告掲出者募集要項」及び「大阪府咲洲庁舎の広告掲出者募集に係る仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込みます。  ２　大阪府咲洲庁舎の広告掲出者募集要項の「３　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。  ３　掲出者の決定に関して、大阪府ホームページに掲出者の氏名（法人の場合は法人名）及び掲出内容を掲載することに同意します。  　　年　　月　　日  大　阪　府　知　事　　様  住　　所  （所在地）  氏　　名  法 人 名  代表者名　　　　　　　　　　　　　　 　　　　㊞ |